

補助対象者が拡大されました。 幼稚園費を補助します！

市では、私立幼稚園の入園料・保育料を補助する就園奨励費補助事業を実施しています。補助を希望する場合は、通園先の幼稚園までお問い合わせください。

また、本年度から補助対象者及び補助限度額等が変わりましたので、下記の表でご確認ください。

■補助対象世帯

- ① 市内に住所があり、私立幼稚園に在園している2歳児～5歳児（平成20年4月2日から平成24年4月1日生まれ）を持つ世帯。
- ※2歳児は、3歳になる誕生日から補助対象になります。
- ② 世帯の市民税の所得割額が課税区分に該当する世帯。

※住宅借入金等特別控除を受けている場合は控除前の額。

※所得割額は世帯合計額で判定します。

■補助の内容

私立幼稚園の入園料・保育料



■補助区分及び補助限度額

下記の表でご確認ください（世帯の課税状況等に応じての限度額）

※保育料等の額が表の補助額に満たない場合は、保育料等の額が上限になります。

※2歳児は、3歳になる誕生日から月割にした金額が上限となります。

■お問い合わせ

教育課学校教育担当
（内線263・264）

幼稚園就園奨励費補助限度額

課税区分（世帯合計）		補助限度額（園児一人あたりの年額）				
		兄・姉が小学校1～3年にいない場合			兄・姉が小学校1～3年にいる場合	
		在園中の第1子	在園中の第2子	在園中の第3子以降	在園中の第2子	在園中の第3子以降
①	生活保護世帯	229,200円	268,000円	308,000円	249,000円	308,000円
②	市民税非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円	226,000円	308,000円
③	市民税の所得割が非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円	226,000円	308,000円
④	市民税の所得割額が34,500円に（ア）、（イ）を加えた金額以下の世帯 （ア）16歳未満の扶養親族の数×21,300円 （イ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	115,200円	211,000円	308,000円	163,000円	308,000円
⑤	上記に該当せず、市民税の所得割が171,600円に（ウ）、（エ）を加えた金額以下の世帯 （ウ）16歳未満の扶養親族の数×19,800円 （エ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	62,200円	185,000円	308,000円	114,000円	308,000円

市政功績者を ご推薦ください

市では、韮崎市表彰規則に基づき、市に功績のあつた方（団体等）を対象に毎年、市長より市制施行記念式典時に表彰状を贈呈しています。

今年度は、市制施行60周年の節目の年であることから、地域や団体で長く活躍・ご貢献されている方（団体等）なども広く表彰したいと考えています。

このため、市表彰にふさわしいご功績等がある方（団体等）をご存知の方は、ぜひご推薦くださるよう、お願いいたします。

なお、ご推薦いただいた場合は規則に基づき、市表彰審査委員会等を経て表彰が決定されることから、必ずしも表彰者となるとは限りませんが、あらかじめご了承ください。

表彰基準・推薦方法等、詳細は直接お問い合わせをお願いいたします。

■推薦期限

5月30日（金）

■推薦先・お問い合わせ

政策秘書課秘書担当
（内線323・324）